

國學院大學學術情報リポジトリ

小中村清矩の『令義解』講義録

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮部, 香織 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000641

小中村清矩の『令義解』講義録

宮 部 香 織

はじめに

小中村清矩は、幕末から明治半ばにかけて活躍した国学者であり、黎明期の法制史学の泰斗としても夙に知られている人物である。前稿「小中村清矩と法制学講義」において、小中村が種々の設立して間もない教育機関において法制学の講義を担当していたこと、殊に『令義解』の講義を行なっていたことについて述べた¹。これらの教育機関での講義は、後に講義録として刊行されたものもある。しかし、それら全てが現存しているわけではなく、小中村の日記などから講義録を執筆していた形跡を窺うしかないものもある。そこで本稿では、前稿において触れられなかった、小中村の講義録について取り上げることとし、現在確認することができる小中村の講義録のうち、複数の講義録が存し、小中村の歿後に著書として纏められてもいる『令義解』の講義録について論じていきたい。

一、のこされた数種の『令義解』講義録

小中村が残した講義録は『令義解』に關するものが多く、中でも歿後に遺稿として孫の清名によつて、明治三十六年（一九〇三）に弘文館より出版された『令義解講義』が、著書として刊行されたこともあり、よく知られるところである。同書の小引には、収録した講義録について次のような説明がなされている。

この令義解講義は、官位令職員令及び神祇令は、嘗て斯文学会に於て、講義せられしものにて、同会の講義録によりて、既に出版せられしものなり。

獄令は獄令講義として、別に書きおかれしものにて、かゝる体裁に全令を注釈せられん志なりしも、果たされざりしなり。

かゝれば兩様その体均しからずといへども、今之を合せて一冊とし、斯文学会の承諾を得、遺稿として、出版することゝしたり。見ん人その体裁の互に異なるをあやしむことなかれ。

右の文によれば、官位令、職員令、神祇令講義は、斯文学会において出版されたものの再録であり、獄令講義はこれとは別に執筆されたものとある。

この両者の体裁が異なつてゐるとあるが、どのような違いが存するのかを以下に見ていきたい。まず、斯文学会の講義録の方は、初出となつた掲載誌『斯文学会講義筆記』での執筆体裁をほぼ踏襲している。この『斯文学会講義筆記』は、第一号（明治十四年六月刊行）に掲載された凡例に、

一此編、每号四五講ヲ載ス、而シテ一卷ノ員數、凡ソ二十葉ヲ以テ限トス、
但講書ノ本文ハ、之ヲ略載ス、紙數ヲ増サ、ルヲ欲スレハナリ、

と示されているように、各号の総丁数を二〇丁をもつて上限とし、每号に四ないし五種の講義筆記を掲載するという編集方針を採っていた。そのため各講義筆記はわずか三〜四丁程度の割り振りとなる。このような紙幅の制約から、講義で教本として用いる漢籍類の本文は、その全文を掲載せずに部分的に掲げるのみに止めている。小中村による『令義解』の講義筆記においても、令の本文や義解の文を途中で省略して全文は掲載しておらず、説明が必要な語句や文言を適宜抜き出して解説を施しており、その解説の中で『令集解』引載の諸私記の注釈や律令格式の関連条文、和漢典籍の関連史料も掲げている。このような体裁のまま、著書『令義解講義』に再録されており、たとえば、職員令神祇官条では、長官である伯についての冒頭部分は次のようになっている。⁽²⁾

伯^{ハク}一人掌神祇祭祀云々（謂為祭主云々） 凡諸官に必カミ^{カミ}スケ、ジヨウ、サクハン、四等の員あり、又長官、次官、判官、主典とも云、カミは一官中の長なり、スケは長の補佐なり、ジヨウは一官中の取締役なり、サクハンは文案を為出す役なり、此神祇官にては、伯をカミとすれど、音のま、ハクと称するなり、○祝部 諸社に奉仕する者に、古く祭主、神主、禰宜、宮司、などの名称あれど、此^コにては其等^{ソレ}を総て祝部^{ウツベ}といへるなり、（義）
為^ニ祭主^一賛辞者也 此は説文の文にして、今本の説文には、為の字無し、祭主とは、祭を行ふ主人なり、賛辞とは、所謂祝詞にして、神のみうへ並に供物などを、賛するもの故に、かく称せるなり、（筆者注、読点は原文ママ）

『令義解』では「伯一人」に続く職掌についての令文（本注）は、「掌。神祇祭祀。祝部神戸名籍。大嘗。鎮魂。御巫。卜兆。惣判官事。余長官判事准此。」となつてゐるが、右では冒頭の「掌神祇祭祀」のみ掲げ、後は「云々」と省略しており、令文の「祝部」と「神戸名籍」の間に挿入されている義解の注釈文「謂。為祭主贊辭者也。其祝者。国司於神戸中簡定。即申太政官。若无戸人者通取庶人也。」も、丸カッコ書きで「謂為祭主云々」として、冒頭の文言のみで省略している。この次に、一文字分の空白を設けて小中村自身の注釈を掲げている（ここでは律令一般に關する解説）。なお、令文や義解文中の語句や文言についての注釈を施す際には、「○祝部」、「義」為「祭主」贊辭者也」のように「○」や「義」の記号を用いて当該語句を抜き書きし、それについての自己の見解を記している。

この斯文学会での刊行分の再録である官位令、職員令、神祇令講義は、ほぼ全編が右のような体裁で記されているが、神祇令のみ末尾に「本令の大旨」と題する神祇令の概要を解説する文が附されている。また、右掲の「伯一人」のように、令の本文は大きな活字で表記して、注文や義解の文は大きな活字を用いないという表記の区別をしているが、段落を改めて令文を掲げる際にはもれなくこの大活字が用いられており、その場合には令文の本文、注文の区別がなされてはいない。

次に、別稿とされる獄令講義の体裁について見ていきたい。まず、例として獄令犯罪条の後半部分を以下に掲げた⁽³⁾。

其衛府ノ糺^ニ捉^ヘ

^{タラハ}

罪人^一

、非^ハ貫^ニ属^{スル}

京^一者、送^ニ刑部省^ニ

、

謂^云非^貫属^京者、即^知貫^属者皆^送

京^職、但^犯夜^之罪、衛^府当^日決^放也

、

宮^衛令^ニあり、其^捉へたる者、東西

、

兩^京に貫^属したらば、京^職に送り、然らざる者は、皆^刑部省^ニに送りて、推^断せしむ、故^にかゝる時に当りては、

五衛府の官人の、京中を行夜巡行して、不如法の者有れば糺し捉ふる事、宮衛令にあり、其捉へたる者、東西
兩京に貫属したらば、京職に送り、然らざる者は、皆刑部省に送りて、推断せしむ、故にかゝる時に当りては、

刑部省にても、笞杖の如き軽罪を裁判するなり、(義)但犯夜之罪云々、京職に貫属せる者と雖も、犯夜の罪(考証みるべし)ならば、衛府当日に笞杖を加へて、放ち遣るなり、

(考証) 宮衛令云、凡京路、分_レ街、立_レ鋪、衛府待_レ時行夜、夜鼓声絶禁_レ行、曉鼓声動聽行、若公使、及有_下 婚嫁喪病須_二相告赴_一 求_中 訪医薬上者、勘問明知_レ有_レ実、放過、非_二此色人_一、犯_レ夜者、衛府当日決放、応_レ贖、及余犯者送_二所司_一、

(大意) 此条は、凡て犯罪人は、犯罪の地に於て裁判し、(第一段)在京の官舎にて、犯人有し時、軽罪は其司にて決し、重罪は刑部省に送り、(第二段) 巡行の衛府の召捕人は、犯夜贖の外は、皆刑部省に送る、(第三段) 制をさたむ、(筆者注、割注部分は返り点、送り假名を省略、読点は原文ママ)

右は、当該条の令文「凡犯_レ罪。皆於_二事発処官司_一推斷。在京諸司人。京及諸国人。在京諸司事発者。犯_二徒以上_一。送_二刑部省_一。杖罪以下当司決。其衛府糺_二捉罪人_一。非_レ貫_二属京_一者。皆送_二刑部省_一。」の傍線部についての注釈である。令文が大きな活字で表記されているのは、前掲の斯文学会での講義録の再録分と同様であるが、義解の文は割注の形式で表記されている(段落を改めて義解の文が掲げられる場合には、割注ではなく大活字の体裁となっている)。令文も義解文も省略はせずにその全文を掲げ、適宜分割して掲載した次に小中村の解釈を記している。ここでの小中村の解釈は、語釈や文言を逐一掲げての注釈ではなく、令文全体についての解説であり、義解に言及する場合には(義)「」として当該箇所の義解の文言を引用して、これについての解説を施す体裁を採っており、前掲再録分とはかなり体裁が異なっている。加えて、大きく異なる点だが、再録分では小中村自身の解説と並んで『令集解』引載の諸注釈や律令格式の関連条文、和漢典籍の類を引用していたが、この獄令講義においては、「考証」として別項目を立てて

これらの関連史料を掲載している。また、「(大意)」の項目をさらに立て、条文全体の要旨も簡潔に説明している。右掲の例では、小中村自身の解説部分に於いて、関連規定に言及する際には「(考証みるべし)」として、「(考証)」の項目への参照を促しており、「(大意)」においては、当該条文が三つの事項について規定していることから、(第一段)、(第二段)、(第三段)として、わかりやすく記載してまとめられている。

このように、先に掲げた斯文学会での講義録の再録原稿に比べると、右の獄令講義の方が、『令義解』の講義録ないし注釈としての体裁がかなり整えられており、条文の内容を理解しやすくなっている。ただし、後半になると「(考証)」部分の表記が錯綜している箇所が存し、また「(大意)」が全般に亘って附されていないことを考えると、この獄令講義は完成稿ではなかったのかもしれない。この獄令講義は、前述したように、斯文学会での講義録とは別に執筆された講義録とのことであるが、この未発表草稿がいつごろ執筆されたものであるのかは後述するとして、現在確認できる小中村が生前に執筆した『令義解』の講義録について、次節以降に見ていきたい。

二、『斯文学会講義筆記』と『斯文学会講義録』

小中村が執筆した講義録のうち、現在確認することができるものの中で一番時期が早いのは、前節でも言及した斯文学会での講義録である。

斯文学会は、明治十三年に有志を募って発足した学会であり、一般民衆に漢学への関心を促すために斯文齋を設立して漢籍の講筵(講義)を開き、この講筵の一講座を小中村が担当して『令義解』を講義した。斯文学会での小中村の講義については前稿において既に論じているので、ここでは触れずに講義録を中心に見ていくこととしたい。

斯文学会では講筵が開始されてまもなくの時期に、講筵を聴講できない全国の会員に向けた講義筆記を刊行することを決め、明治十四年六月に『斯文学会講義筆記』第一号を創刊した。この創刊号より、小中村の『令義解』の講義筆記は掲載され、序となる法律沿革に始まり、官位令、職員令と各号に四、五丁ずつ掲載し、休刊となる第六十九号までに、第一、二、三、四、六、七、十一、十三、十四、十七、二十、二十三、三十五、三十九、四十一、四十九、五十号の一七回分を連載した。内容としては、職員令内染司条までとなったが、講義自体はさらに先へ進んだ田令あたりまで行なっていたようであり、講義筆記の執筆にはかなりの時差があったと思われる。

小中村の著作草稿や書類などを綴った史料「陽春廬草稿」の中に、斯文学会での講義録の原稿が収められている。

その原稿は、「陽春廬草稿六」との外題題箋が附された和装本一冊(寸法二〇・三×一三・六糎)の内に合綴されており、版心に「斯文学会講義筆記／斯文学会蔵版」と刷られた茶六行罫紙に墨筆で記されている。内容は、職員令宮内省条から後宮職員令にいたるまでの四綴りで、各表紙に「ウ 成稿十三丁 講令筆記 宮内省之部」、「明治十四年^{十一月}廿八日講義 エ 成稿十丁 令義解講義筆記 彈正台以下」、「オ 成稿八丁 令講義筆記 大宰府以下」、「カ 明治十四年 月 日講義 成稿五丁半 講令筆記 後宮」と記されている(カタカナ部分は朱筆)。第二の綴りの表紙には、小中村が講義を行なった明治十四年十月二十八日・十一月十一日の日付が記載されており、講義録の本文を見ると十月二十八日は彈正台条から隼人司条まで、十一月十一日には左衛士府条から撰津職条までを講義したことがわかる。第三の綴りの表紙には講義の日付が記載されていないが、本文の方には明治十四年十一月二十五日の日付が記録されている。なお、第四の綴りの表紙には月日は空欄となっているが、明治十四年十二月中行なわれた講義の記録であると推測される。

これらの講義録は表紙に成稿と書かれているが、『斯文学会講義筆記』に掲載された講義録とは異なる内容となっ

ている。例えば、宮内省条の冒頭部分は以下の通りになっている。

宮内省 是ハ主上ノ御身近ノ御用ヲ勤ムル役所ナリ、同シ主上ノ御用（筆者注、「身近」を抹消して「用」に修正）ヲ勤ムルニテモ中務省トハ自カラ別ナリ、中務ノ方ハ手重ヒ事ヲ管轄シ、表向キノ御用ノ御取次キラスル役所ナリ、宮内ハ食物薪炭管繕等マタ皇族或ハ内親王ノ事ナトヲ管轄ス、武家ニテ云へハ勝手方用人ノ如キ者ナリ、今ノ宮内省ト名目ハ同シケレト内実ニハ別アルナリ、（説点、カッコ内は筆者）

次に、『斯文学云講義筆記』第四十九号に掲載された当該箇所解説を掲げたい。

宮内省 和名抄ニ、ミヤノウチノツカサト訓ゼリ、中務省ト同ジク、禁中ノ事ニ関セレド、彼レハ詔勅ノ宣奉行ヲ掌リテ威権重ク、此レハ雑事ヲ供奉スルニヨリヤ、軽シ、職掌ハ雑物ノ出納、官田園地ノ食産ヲ知ルヲ本トシ、大膳、内膳、大炊、造酒、主水等ヲ管シテ、内外ノ膳食ノ事ヲ知り、兼テ主殿、主油、典薬、正親、官奴、内掃部等ノ雑事ヲ管ス、故ニ考課令ニ堪レ^レ供^レ食産^ニ、催^ニ治諸部^ニ、為^ニ宮内之最^トアリ、又嬪以上及ビ内親王ニ仕フル女豎ノ考ヲ定メ、諸国ノ女丁ヲ諸司ニ配ス、又木工、鍛冶、土工、管陶、内染等を管スレバ、管作ノ事ニモ関セリ、故ニ職原抄ニ、此省ヲ周礼ノ冬官ニ配シ、唐名ヲ充ツル人、唐ノ工部ニ配シタレド、工事ハ職掌ノ一端ナレバ、正シクハ当ラザルナリ、○按ズルニ、皇朝ノ古ヘ膳夫ノ官ヲ重クセシ事ハ、記紀ニミエタルガ如シ、改新ノ制ニ臨ミ、其官ヲ宮内省ニ配ス、式ヲ考ルニ、神今食^{シシコシキ}、新嘗、鎮魂、其他諸祭ノ時、官人宮内省ノ序ノ坐ニ就テ、八男八女ヨリ始テ、御膳司ノ人、及ビ諸司ノ人ヲト定スルハ、猶神饌ノ事ヲ主トス

ルニヨレリ、然ナクバ神祇官ニテ行ハルベキ事ナリ、此他此省ノ被管ノ行事ニ、古義ノ存セル事多シ、其ハ其所々ニ於テ述ブベシ、○天武天皇十一年三月、小紫三野ノ王、及宮内ノ官ノ大夫等ヲ新城ニ遣シテ、其地形ヲ見セシム、仍テ都セントスト紀ニミユ、宮内官大夫ハ、宮内卿ノ事ト覺ユ、当初ハ此官ヲ重クセシヲ知ルベシ、
 (筆者注、読点は原文ママ)

これら両者の解釈を見比べてみると、宮内省の役割について説明し、趣旨としてはほぼ同じことを述べているが、前者は非常に簡略な説明であるのに比べ、後者では『和名抄』や考課令、『職原抄』、『日本書紀』などの関連典籍を引用し、唐制にも言及して詳細な説明を行なっている。右掲の引用箇所以降に関しても同様であり、「陽春廬草稿」所収の講義録の方は簡略であり、『斯文学会講義筆記』掲載の講義録の方が詳細に記されている。

このように二つの講義録の内容が相違しているのは、斯文学会での講義録の掲載方針が変更されたことに因るものと考えられる。『斯文学会講義筆記』第二十九号において、次のように凡例の改補が行われたことが示されている。

一従前ノ筆記ハ諸先生講義ノ席ニ於テ会員ノ者之ヲ筆記セシモノニ係レリ、故ニ行間或ハ誤謬漏脱ノ恐ナキヲ保セス編者甚タ遺憾ト為ス所ナリ、而ルニ本号以下ハ諸先生ニ請テ先生若クハ其高足ノ弟子親ヲ筆記セラレシモノヲ編載ス、依テ其字句体裁等自ラ前号ト異ナルモノアルヘシ、而シテ其編次ノ如キハ原稿ヲ得ルニ従テ之ヲ掲ケ序次ヲ定メス、

右に依れば、創刊号より同誌に掲載されてきた講義録は、会員の者が諸講師による講義を聴講して筆記したものを

原稿として掲載してきたのであるが、聞き誤りや聞き漏らしなど正確さを欠く恐れがあり、これを遺憾として、第二十九号以降は講師自身が執筆する、もしくは講義内容に習熟している弟子に筆記させたものを編集して掲載することに変更している。

前掲の「陽春廬草稿」所収の講義録は、講義の日付から推測して、おそらく聴講した会員が筆記したものであると思われる。職員令大膳職条の冒頭部分では、

大膳職 古ハ女御高位歴々ノ女官ニハ皆官ヨリ食ヲ賜ハリ肴菓雜物等マテヲ賜リシヲ延喜式ニ見エタリ…(下略)

として、「女御更衣」と書くべきところを「女御高位」としており、これは音声で聞き取って書き記したために起った誤りであろう。これがもし小中村自身、ないし律令の知識を有する弟子達が筆記したのであれば、このような書き誤りは起こらないはずである(この講義録においても書き損じなどを抹消して書き改めている箇所も多く存しているが、右の箇所には何ら修正は施されていない)。

また、小中村の日記⁶⁾によれば、明治十六年八月五日条に「斯文学会講義筆記大蔵省条を草す」、同月九日条に「斯文学会筆記大蔵省条郵送」として、小中村自身が前掲の宮内省条よりも前に位置する職員令大蔵省条の講義筆記を執筆している記述が見られる(なお、この大蔵省条の講義筆記は、『斯文学会講義筆記』の第四十一号に掲載されている)。

つまり、この二種の講義録の内容の相違については、次のように考えられよう。斯文学会で小中村が行なった講義を会員が聴講して筆記したものが「陽春廬草稿」に収められた講義録であり、その後、小中村がこの講義筆記をもとに大幅に加筆修正して改めて執筆したものが『斯文学会講義筆記』に掲載された講義録である。この加筆修正に際し

ては、小中村が律令研究ないし『令義解』の全篇注釈を志し始めた時分より認め続けていた自身の著作「令義解疏証」を元にはしていると思われる。たとえば、この「令義解疏証」の宮内省条の箇所を見てみると、以下の様に記載されている。

宮内省

和名抄美夜乃宇知乃都加佐

考課令^{十九}云^{十九}堪供食産催治諸部為宮内之最

後宮職員令^{十六}云^{十六}嬪以上女豎、義解云女豎者宮内省掌之嬪以上家事隸宮内省故也○考課令^{十九}本注云嬪以上及内親王家事隸宮内省、義解云謂家事ハ考ノ事也即宮内省承主旨定其考第也○集解云古記云仕女ノ丁者宮内省檢校分配諸司

宮内式卅一^{十六}女丁配分ノコトアリ、

標注云按考課令嬪以上及内親王家事隸宮内省、義解ニ謂家事者考事即宮内省承主旨定其考第耳、こハ嬪以上と内親王との家に仕る女の事にて朝廷に奉仕の官女にハ非ず、朝廷ノ官女ハ中務縫殿に掌る故に後宮職員令にも嬪以上女豎、義解に宮内省掌之といへり、かゝれハ此条ニ其事をも載らるべきを无きハ如何、

△今按ニ此省ハ大膳内膳大炊造酒主水園地等ヲ管シテ専ト内外ノ膳食ノ事ヲ知り、兼テ主殿主油典藥正親官奴内掃部等ヲ管シ、嬪以上及内親王ノ家事ノ考第ヲ定メ、諸国ノ女丁ヲ諸司ニ配ス故、職原抄ニ其職似分中務トイヘリ、又木工鍛冶土工管陶内染等ヲ管スレハ宮作ノ事ニモ関セリ、故ニ職原抄ニ周礼ニ冬官ニ配シ唐名ヲ配スル人工部ニ充タリ、職官志^三卅二^ウニ其実ハ唐ノ殿中省ニ当ルヘシトイヘルモサル事ナリ、サレハ此

省ハ唐官ノ工部ト殿中省トヲ混合シ、其余斟酌アリテ建ラレタル者ト心得ヘシ、

△又按皇朝ノ古ヘ膳夫ノ官ヲ重シ玉ヒシハ人命ノ係ルトコロナル故也、後世其官ヲ宮内省ニ配ス、式ヲ考ルニ神今食新嘗鎮魂其余諸ノ祭ノ時官人宮内省庁ノ坐ニ就テ八男八女ヨリ始テ御膳司ノ人等並ニ諸司ノ人等ヲ卜定スルコトミエ、此ナホ此省ニテ神饌及酒掃ノコトヲ主トスルニヨレリ、然ナクテハ神祇官ニテ行ハルヘキコト也、此余此省ノ被宮ノ行事ニ皇朝ノ古義ノ多ク存在セルコトハ別ニ記ス、

△天武紀^{廿九ノ廿七} 十一年三月甲午朔命小紫三野王及宮内ノ官ノ大夫等遣于新城令見其地形仍將都矣、コ、ニイフ宮内官大夫ハ宮内卿ノコトトオホエ此ヲ見テモ古ヘ此官ヲ重クシ玉ヒシヲ知ヘシ、(読点は筆者)

右の注釈では、宮内省という官司の説明に、『和名抄』、考課令、後宮職員令、義解・集解の諸注釈、宮内省式、近藤芳樹の『標注令義解校本』、『日本書紀』の関連箇所を引用し、「△今按二」「△又按」として小中村自身による解釈が示されている。それらの内容をさらに見ていくと、『斯文学会講義筆記』に掲載されている解説とほぼ同じ内容であることがわかる(傍線部)。

以上のように考えるならば、斯文学会での講義録は、実際に講義を聴講した会員により筆記された講義録(「陽春廬草稿」所収)が作成され、その後この講義録をもとに「令義解疏証」を参照して、小中村自身が『斯文学会講義筆記』に掲載するための原稿を執筆したということになる。前掲の日記の記述に依れば、小中村自身が講義録の原稿を執筆したのは、講義を行なってから二年も後である。その間には、東京大学文学部古典講習科や皇典講究所においても『令義解』の講義を担当するようになっており、小中村の中でも講義内容が熟練していったものと思われる。そのため、講義録の原稿にも大幅な加筆がなされるに至ったのであろう。

その後、『斯文学会講義筆記』第五十号に職員令鍛冶司条から内染司条までの講義録が掲載されたのを最後に、休刊となる第六十九号まで小中村の『令義解』の講義録は掲載されていない。おそらくは、小中村の多忙により講義録の執筆に時間を割くことが難しくなっていたものと推測される。また、斯文学会においても、欧化主義全盛という時代の流れを受けて、その活動は衰微していくようになり、斯文齋も閉鎖となった。しかし、明治二十年九月より日講という形式で講義が再開され、明治二十六年に『斯文学会講義録』と誌名を改めて再び講義録の刊行が開始された。再開後、小中村は講義自体の担当はしていないものの、『斯文学会講義録』に『令義解』の講義録を掲載している。この講義録は、かつて『斯文学会講義筆記』に掲載された分に若干の訂正を加えた再録原稿であるとともに、その続きとなる職員令彈正台条以降、後宮職員令、東宮職員令、家令職員令、神祇令までの講義録が新稿として執筆されている。小中村は、旧稿を再録することに際して、次のような文章を講義録の冒頭に掲げている。

此講義ハ去明治十四年斯文学会ニ於テ刊行シタルニ、十九年以来中絶シタルヲ今般又再興セリ、因テハ職員令迄ハ重複ナレトモ始ヨリ発行ス、

此講義本ノ外ニ別著ノ講本アルヲ、近日蔵板トシテ刊行セントス、此レハ数年来彙集シタル注釈トスベキ材料ヲ整ヘテ講義体ニ編輯セル者ナル故、此学会ニテノ講義トハ体裁頗ル異ナリ、カツ別著ハ故アリテ戸令獄令ヨリ始メ強ヒテ一篇ノ順序ニ拘ハラス発行スレハ、敢テ学会本ト牴牾スルコトナカルヘシ、是レハ今年内ニモ世ニ顕ハル、モノナル故、コ、ニ一言スルナリ、(筆者注、読点は原文ママ)

右には、冒頭から職員令までの講義録は過去に刊行したものと重複するが、再度始めから掲載することにしたとあ

る。確かに、以前の連載から数年にわたる期間が空いており、また、雑誌名を改めて発行するのであるから、中途となつてゐる箇所から突然再開するよりも最初から掲載し直した方が読者に対しても親切である。また小中村は、この『斯文学会講義録』に掲載した講義録とは別の『令義解』の講義録を近日中に出版することも述べている。この言に続けて、その講義録は数年来彙集してきた注釈とすべき材料を整えて講義体に編輯したもので、斯文学会での講義録とは体裁がかなり異なつており、故あつて『令義解』の篇目順ではなく、戸令、獄令から刊行していくこととしたので内容的には『斯文学会講義録』において公にしたものと抵触することはないとしている。この数年来彙集してきた注釈とすべき材料とは、「令義解疏証」のことであり、斯文学会での講義録とは体裁の異なる講義録とは、小中村の遺稿として刊行された『令義解講義』に収録された「獄令講義」のことであろう。右掲の文では、獄令だけでなく戸令についても講義録が完成しているように述べられているが、『令義解講義』には戸令の講義録は収録されておらず、孫の清名による凡例にも何ら言及されてはいない。この戸令の講義録の原稿がどうなつたのかについては不明であるが、右の『斯文学会講義録』に掲載された官位令から神祇令までの講義録は先に述べたように、「獄令講義」と合わせて『令義解講義』に収録されている。

なお、『斯文学会講義録』に掲載された小中村の講義録は、冒頭の序にあたる法制沿革の解説から官位令、職員令、後宮職員令、東宮職員令、家令職員令までは、篇目が変わつても頁を改めることなどはせず、「官位令第一」「職員令第二」「後宮職員令第三」「東宮職員令第四」「家令職員令第五」といった篇目名を掲げてそのまま講義録が書き継がれている。ところが、家令職員令の末尾では「令義解講義録卷一終」とあり、その次頁の冒頭には「令義解講義録卷二」として、「神祇令第六」との篇目名を掲げて神祇令の講義録が始められている。「令義解講義録」として卷一、卷二と巻を重ねているということは、神祇令以降の篇目についても執筆して『斯文学会講義録』に掲載していくつも

りであったのかもしれない。同誌の刊行状況については詳細がよくわからないが、第五十号まで刊行されたようである。⁸⁾

三、國學院大學図書館蔵「小中村清矩博士令義解講義」

小中村による『令義解』講義録は、管見の限りであるが、前述のものに加えてもう一本確認することができる。國學院大學図書館所蔵の岩崎文庫の中に「小中村清矩博士令義解講義」の外題が与えられた和装本三冊が収められている。これら三冊はともに、黄色表紙に右掲の題箋が附され、無銘青色一六行罫紙に墨書きされている（寸法は二四・四×一六・〇浬）。各冊の第一丁表には、「國學院大學図書館印」および「岩崎春彦文庫」の蔵書印が捺されている。

その内容は、第一冊の内題に「令義解 小中村清矩講述」と記されており、第一冊は序となる法制沿革の解説から、官位令、職員令、後宮職員令、東宮職員令、家令職員令まで、第二冊は神祇令から僧尼令、戸令まで、第三冊は田令から賦役令までの講義録となっている。また第一冊には、法制沿革と官位令の間に「日本古代職官概表」と題された活字印刷による職官表が綴り込まれており、「上古職官」「大宝令官制」「令外及臨時処置官」の一覧が示されている。末尾にも活字印刷による官位相当表が綴り込まれており、この官位相当表は、『斯文学会講義筆記』第七号に掲載されたものと同じである。⁹⁾

さらに内容を詳しく見ていくと、冒頭部分から職員令内染司条までは前節で述べた『斯文学会講義筆記』（および『斯文学会講義録』）に掲載された講義録とほぼ同じ内容である（漢字表記を仮名にひらくなどの若干の相違のみ）。解説

する語句や文言を「○」や「(義)」の記号を用いて抜き書きしてから解説の文を記載しているなどの体裁も忠実に書き記されており、おそらくは『斯文学会講義筆記』の講義録を筆写したものであろうと推測される。

ところが、その後が続く職員令彈正台条以降の内容は、右の『斯文学会講義筆記』を引き継いだ『斯文学会講義録』やこれを再録した『令義解講義』の当該箇所の内容とは全く異なっているのである。例として、彈正台条の冒頭部分を以下に掲げたい。

○彈正台

武家ノトキニ目付ニ追捕ヲ兼ネタルモノニ似タリ、唐ニ所謂御史台是也、故ニ我国ニテモ始、之ヲ置キシトキハ御史台ト称セリ、最、近江令ノトキハ已ニ彈正台ト改ム、当時ハ長官ニハ必大中納言ノ内ヨリ任シタレバ権勢強カリシモ嵯峨ノ弘仁年中ニ檢非違使ヲ置カレシヨリ權之ニ移リ彈正台ハ衣服ノ制度車馬供廻ノコトナド尤小事ニ関スル閑散ノ官トハナレリ；、(以下略、読点は筆者)

続いて、『斯文学会講義録』の同条冒頭部分を掲げたい。

彈正台 和名抄ニタゞスツカサト訓セリ、京中及ヒ諸国ニ非違アレハ糺正スル事ヲ職掌トス、唐ノ御史台ニ擬

シテ置カレタリ、唐ニテハ又憲台トモ云ヘリ、杜氏 通典 日本紀ニ天智天皇ノ時御史大夫アリ、後大納言ト改メ、別

ニ彈正台ヲ置レタルヲ思ヘハ、当初ハ侍中ト憲台トノ職ヲ兼タルニヤ、天平宝字二年糺政台ト改メツレト、程モナク旧ニ復セリ、弘仁年中檢非違使ヲ置キ、専ラ追捕ノ事ヲ任セシヨリ、糾彈ノ權之ニ移リ、纔ニ服制帶劔

車馬従者ノ員等ヲ糾正スル事ハ、延喜以後マテモ猶專トセシナリ、(筆者注、読点は原文ママ)

両者の内容を見比べてみると、彈正台は唐の御史台を模して設置した官司であることや日本の歴史における彈正台の役割の変遷など、論旨としては同じことを述べているものの、前者の方が簡略に述べられており、後者の方が典拠史料に言及するなどの詳しい説明がなされている。これは前節にて述べた「陽春廬草稿」所収の講義録と『斯文学会講義筆記』掲載の講義録の内容の相違にも似ていると言えよう⁽¹⁰⁾。

このように、両者の内容に相違があると言つても、それは解説が詳細であるか否かの程度の問題であり、解説の趣旨自体は同様のことを論じている場合がほとんどである。但し、僧尼令以降の講義録に関しては、これまでに見てきた小中村の諸講義録のいずれにも収録されていないものである。この僧尼令以降の講義録においても体裁はほぼ同様であるが、一箇条に割く解説の分量は職員令などに比べると少なくなっているように思われる。また、各条の解説の書き出しが、「此ノ条ハ……」「総テ……」「サテ……」といった文句の繰り返りで始められており、口述筆記の趣きも窺わせるものとなっている。

これら僧尼令以降の講義録もまた、「令義解疏証」に集録された関連史料や小中村自身の考証が元にされていると思われる。例として、少し長文であるが田令の冒頭部分を以下に掲げたい。

田令 第九

此ノ令ハ田地ノ割方年貢ヲ何程取上タルトカ、口分田位田職分田功田等ノ事、又ソレヲ授クル処分ノ事、田地
 売買ノ許否、賤民ノ口分田賦ノ事等、総テ田地ノ事ニ関スル所置ヲ記セリ、義解ニ五穀ヲ殖ウル所以ノ地ナ

リト云ヘルハ、田ト云コノ本説ニテ田ト云フニ水田ト陸田ノ二種アリ、今麦ナト出来ル所モ田也、此ノ五穀ト云フコトニハ種々説アルカ、先周礼ノ穀宜五穀ト云フ、鄭玄ノ注ニ五穀ハ黍稷菽稻麦ト云ル宜カラン故ニ暫ク之ニ従フ、唐土ニ於テモ人々ニヨリ各自定メテ説ヲ異ニセリ、サテ度量ノ事古今沿革相違アリ、故ニ唯古制ノミヲ知リタルトモ今ノ何程ナルヤ、其沿革ヲ知ラサレハ実用ニ適セス、実用ニナラサレハ古ノ法令ヲ知リタリトモ何ノ益ヲナサン、然レハ此ノ令ヲ講スルニ先立テ其古今ノ比較ヲ荒々説クヘシ、度トハ尺度ニテ量ハ舛ナリ衡ハ權ナリ、コノ衡ノコトハ此ノ令ニ用ナレリハ暫ク措キ度量ノ事ヲ云ハンニ、古此ノ度量共ニ大小ノ二種アリテ、大尺小尺大舛小舛ヲ別チタル全ク唐令ニヨリタル也、此ノ古尺ヲ今当ルニハ種々説アルコトニテ大尺ハ地ヲ度ルニノミ用キ、他ハ皆小尺ニテ度レリ、大尺一尺ハ今ニ当レハ其説色々ナルカ、狩谷擇齋ハ（筆者注、三文字分毫直）考ニ曲尺九寸七歩ニ当ルト云ヒ、常陸ノ色川御中ハ制地図解地ニ曲尺一尺五寸ニ当ルト云ヒ、荷田在満ハ本朝度制略考ニ曲尺ノ一尺二寸ニ当ルト云ヒ、平田大人ハ本朝制度考ニ今ノ曲尺ハ古ノ大尺ニテ是ハ神ノ御身ノ丈ヨリ度リ出セル也、即古語拾遺ニ天御度ト云フ是也ト云ヘリ、先諸説大略右ノ如クニテ其内在麿ノ曲尺一尺二寸ト云ヘルヲ近カラント思フ、其ハ朋友ナル横山由清カ日本上古売買起原及貨幣度量權衡考（林廿一）ニ令ノ大尺ハ曲尺ノ一尺一寸七分三厘六ニ当ルト云ヘリ、又之ヲ集解ニハ高麗尺ト云ヘリ：（以下略、読点は筆者）

次に「令義解疏証」の当該部分を掲げたい。

田令第九義謂田所以殖五穀之地也

集解、釈云、説文曰、樹穀曰田、尔雅耕者曰田、私云、史記五帝本紀云、軒轅乃脩德振兵治五氣芸五種、注

云、周礼曰、穀宜五種、鄭玄云、五種黍稷菽麥稻也、

△此令ヲ考シニハ先ツ度量ノ事ヲ精究セスンハ有ヘカラス、然シテ度量ニ和漢古今ノ差アリテ先輩ノ説モ又区々也、サテ地ヲ量ルニハ大尺ヲ用ルコト雜令ニミエタレハ其大尺ニ就テ諸家ノ説ヲ考ルニ狩谷望之ハ曲尺九寸七分ヲ以大尺ノ一尺トシ、〔曲尺八寸強ヲ以小尺ノ一尺トス、大小尺共ニ唐令ノ尺度也トイヘリ、〕今ノ曲尺ハ此大尺ノ三分詭長シタルモノト云ヒ、色川三中ハ曲尺一尺五寸ヲ以大尺ノ一尺也トイヒ、〔曲尺ノ一尺二寸五分、今ノ吳服尺ヲ以小尺ノ一尺トス、其説制地図解ニミユ〕荷田在満〔筆者注、「荷田在満」の左に「本朝度制略考」とあり〕藤貞幹ハ曲尺一尺二寸吳服尺ヲ以大尺ノ一尺也トイヒ、〔小尺ハ今ノ曲尺也トイヘリ〕栗原信充ハ今ノ曲尺ハ神製固有ノモノニシテ唐制ヲ伝ヘテ唐大尺ノ詭長シタル物ニアラス則古ヘノ大尺也トイヘリ、〔其小尺ハ曲尺八寸三分三リン三毛也トイヘリ〕右ノ如クナレト余カ思ヒ得タル所ハ〔筆者注、「余カ思ヒ得タル所ハ」を抹消して、「友人横山由清ノ考定タルヲ可トスヘシ、其説ノ略云」と朱筆にて加筆〕令ノ大尺ハ古ク高麗尺ト称セル者ニシテ〔下ニ引ク所ノ集解古記ノ文ヲ攷フヘシ〕其一尺ハ則曲尺ノ一尺一寸七分三厘六毫ニ当リ、小尺ハ曲尺ノ九寸七分八厘〔則唐大尺〕ニ当ル…〔以下略、ハ〕内ハ割注、読点は筆者

右に掲げた二種の史料は、文章自体は異なる部分も多いが、内容としては田令という篇目全体の解説ないし篇目義解によるその立法趣旨を説明する注釈の解説、および田令を学ぶ上でまずは度量について理解しておくべきことと、その度量に關しての先学による諸説を引いて小中村自身が考察を加えるなど、兩者とも同じ事柄について言及している。殊に、傍線で示した部分などを見るに、「令義解疏証」が元にされていることがよくわかる。

この「小中村清矩博士令義解講義」の右の引用部分には、狩谷掖斎や色川三中の名前が掲げられているものの、

音通による誤った表記がなされていたり、狩谷の著作『本朝度量権衡攷』の書名が掲げられるべきところが「考」として空白になっている等の箇所を見ると、この講義録は耳で聞き取り筆記したものと推測される。さらに想像を逞しくするならば、この講義録は小中村清矩が國學院で行なった講義を筆記したものではないかと思う。

この講義録の旧蔵者である岩崎春彦は（元治元年「一八六四」）昭和十一年「一九三六」、國學院の第一期卒業生であり、小中村の日記には、卒業後に岩崎が就職の報告に訪れてきたことが記されている。國學院が、明治二十三年に皇典講究所を母体として設立されると、皇典講究所において講師として法制科目を担当していた小中村は、國學院の講師も委嘱されることとなった。國學院では設立当初、「古代法制」「憲法」「皇室典範」の三科目が法制科目として置かれており、小中村は『令義解』を講義していたことが日記の記述からわかる。おそらく、「古代法制」を担当して『令義解』を講義していたのであろう。つまり、岩崎が生徒として在籍していた時に小中村が講師として『令義解』の講義を行なっていたのであり、右の講義録は岩崎が小中村の講義を受講して筆記したものではないかと推測される。

なお、この講義録は全体において一定の安定した筆つかいで丁寧に書き記されており、朱筆による修正も誤字の訂正など僅かな加筆に止まっている。これが小中村の講義を実際に聴講して筆記された講義録であるとして、その場でここまで丁寧に筆記することは難しく、本史料は講義筆記を清書したものと思われる。⁽¹⁾この三冊の講義録には、その来歴を示す事柄は何も記されておらず、右の自説も推測の域を出ない。しかし、右に掲げた引用箇所において、小中村が「唯古制ノミヲ知リタルトモ今ノ何程ナルヤ、其沿革ヲ知ラサレハ実用ニ適セス、実用ニナラサレハ古ノ法令ヲ知リタリトモ何ノ益ヲナサン、」と述べていることは大変興味深い。小中村は、学問を志した当初より、『令義解』の講義録形式による注解や古代法制の沿革研究に力を注いできたが、それは現在の実用のための学問として古の法律

や制度を考究してきたことがここに小中村の言葉で示されているのである。

おわりに

小中村は、明治二十五年頃より、かねてよりの宿願である『令義解』の講義録の全篇にわたる執筆に着手している。その決意を同年正月の日記に次のように認めている。

根ぎしの楼上にて試筆。ことしハ令義解の講義をかきはじむべしとおもへば、
うちむかふ磁のうみにこのとしは筆のうへなるさちのあれかし

この決意が実を結び、小中村が『令義解』の新たな講義録を執筆し始めるのは、その翌年からのことであつた。日記には、明治二十六年五月三日条に「獄令講義かきはじむ」、同十一日条に「獄令講義を草す（僅二三葉）」とあり、その後も五月から七月にかけて獄令講義の執筆とそのため取り調べを行なつていたことが日記に頻出して書き付けられている。九月には書き上げられたと思われる獄令講義の原稿に訂正の筆を入れていることが記載されており、この頃より『斯文学会講義録』に掲載する講義録の訂正および新稿執筆も並行して行なつている。また、十月三十日条には「令義解講義叙説・凡例を草せん」とて、先づ近藤氏の標注の首巻・二巻・三巻・令三弁・古代法釈義などミル」とあり、獄令講義は完成したのか、叙説と凡例の執筆へと移り、その参考として近藤芳樹の『標注令義解校本』や荷田在満の「令三弁」、有賀長雄の『古代法釈義』などを参照している。この叙説では法律沿革について執筆していた

ようであるが、十一月四日条に「手もとの参考書乏しきにより叙説を書きして止む」として執筆を中座してしまった。その後、令義解講義に関する記述は日記中には見られなくなり、翌二十七年は『斯文学会講義録』掲載用の『令義解』講義録の執筆に加えて、日本法律学校で講義を担当していた「制度沿革」の講義録の執筆も請け負っており、令義解講義執筆のための時間が取れなくなつたものと思われる。それでも、明治二十八年には、「令義解疏証」への加筆作業を六月頃より継続して行なっており、これは令義解講義の続きを執筆するための準備であつたと考えられる。

小中村の日記の記述から、右に述べたように、獄令講義は『斯文学会講義録』の講義録とほぼ同時期に執筆されてきたことがわかる。先に見てきた『斯文学会講義録』の再録に際しての緒言に戸令、獄令の講義録を異なる体裁にて刊行の予定と述べられていたが、日記には戸令の執筆に関する記述は見えない。おそらく、この時点では獄令講義しか執筆されておらず、獄令講義を書き上げた後に戸令講義の執筆に取り掛かる予定であつたのであろう。しかし、小中村はコレラに罹り、二十八年十月十一日に死去する。落合直文による小中村の小伝には「うせたまふ前十五分、病床、猶、令義解を読み居られたり⁽¹⁶⁾」とあり、その死の直前まで『令義解』を手にし、令義解講義の執筆のことを考えていたのであつた。

註

- (1) 拙稿「小中村清矩と法制学講義」『國學院大學校史・学術資産研究』五、二〇一三年
- (2) 『令義解講義』一六〇―一七頁
- (3) 『令義解講義』一九七―一九八頁
- (4) 但し、令本注についても本文と同じ大きさで表記しており、同書においては両者の区別ができない。たとえば、獄令大辟罪条(二〇七頁)では、以下の様に表記されており、

凡決^{セバ}大辟罪^ヲ、謂辟者、罪也、死刑為大辟也。在京^ハ者、行決^ノ之司^ニ覆奏^{セヨ}、決^ノ前一日^ニ覆奏^シ、決^日再覆奏^ス、

本注の「決前一日一覆奏、決日再覆奏、」も本文と同じ大きさで併記されている。

(5) 「陽春廬草稿」一六（架号A〇〇一六一四五、東京大学附属総合図書館所蔵）

(6) 「小中村博士日記」「小中村翁日記」（国立国会図書館所蔵）、ともに大沼宜規編著『小中村清矩日記』（汲古書院、二〇一〇年）に翻刻されている。

(7) 斯文学会の講義筆記は、当初は講義を聴講していた会員の横井忠直（陸軍参謀本部編修官、補助に東馬安太）が筆記していた。山本邦彦「斯文学会時代の回顧（六）」『斯文』八一九、一九二六年、四五頁。

(8) 明治二十六年九月より刊行を開始し、第一号より第三十四号までは大日本中学会の計画によって刊行され、第三十五号以降は双方協議の上、斯文学会自らが刊行することとなった。山本邦彦「斯文学会時代の回顧（六）」、四六頁。

(9) 『斯文学会講義筆記』第七号に追加の凡例が掲載されており、その一項には以下の様な一文が示されている。

一 令義解ノ講義專ニ塙本ニ依ル、塙本ヲ所持セサル者、筆記ノ省文ヲ憾ム、因テ本書ヲ縮写シ、毎号二三葉ヲ附刊シテ、参看ニ供ス、

但官位令ハ、相当表ト為シ、一覽ニ便ス、

この凡例によれば、『斯文学会講義筆記』は前節で述べたように紙幅の都合から講義に使用している教本の本文を省略して講義内容の記述に行数を費やす方針が採られていたが、『令義解』については教本とする塙本『令義解』を所持する者がほとんど居なかつたのか、講義録での本文の省略を不便として、塙本のテキストが別丁として掲載されることとなった。その際に、官位令については本文を掲載するよりも官位相当表の形式で示した方が便が良いとして、この一覽表が掲載されたのであろう。

(10) ちなみに「陽春廬草稿」所収の講義録における彈正台条の冒頭部分は以下のように記されており、さらに簡略な解説となっている。

此役所ハ総テノ上下ノ官人ノ所行ヲ見テ如何敷キコトアレハ之ヲ奏聞スルヲ掌ル、唐ノ御史台ノ如キモノナリ、彈正ハ旧幕時代ノ目付役ナリ、古ハ追捕ノコトヲモ兼任セリ、然レトモ其後檢非違使ト云フ今日ノ警視庁ノ如キモノ

出来テヨリ此台ノ巡察等ノ権モ自然ニ其カタニ移リ、(読点は筆者)

- (11) 岩崎春彦については、神社新報社編刊『神道人名辞典』一九八六年、参照
- (12) 大沼宜規編著『小中村清矩日記』、五六八頁。明治二十六年八月二十一日条の頭書に「(廿二日也) ……国学院卒業生岩崎春彦来ル。青森県中学校(弘前)教員拜命之由。」とあり。
- (13) 小中村による皇典講究所・国学院での講義については、註(1)の拙稿「小中村清矩と法制学講義」にて詳しく述べているので参照されたい。
- (14) 当時の学生が授業を聴講して筆記したノートを、友人同士で聞き漏らした箇所を補完しあったり、その後に清書したりしていることは、同じく国学院の卒業生である河野省三の講義筆記ノートなどからも窺うことができる。詳しくは、拙稿「宮西惟助の「日本制度通」講義——河野省三の講義筆記ノートを通じて——」『国学院大学校史・学術資産研究』三、二〇一一年、同「国学院における三浦周行の法制史講義」『国学院大学校史・学術資産研究』四、二〇一二年など参照。
- (15) 『第一年級 講義録』第一号(明治二十三年十二月十七日刊行)より、小中村の講義録「制度沿革」が掲載されている。その後、第四十五号まで小中村の講義録は連載されたが未完に終わっている。これら講義録に関しては、高瀬暢彦「日本法律学校講義録」『日本大学法学部創立百周年記念論文集』第一卷(日本大学法学部、一九八九年)、『日本大学百年史』第一卷、第三章「日本法律学校の開校」第三節「臨時科外講義および校外生と講義録」など参照。なお、日本法律学校での小中村の講義については、拙稿「小中村清矩と法制学講義」にて述べている。
- (16) 『国学院雑誌』第一卷第十二号(明治二十八年十月)、時事欄「国学院講師文学博士小中村先生の逝去」(九一頁)